誰もが自分らしく働ける職場へ

－市民意識調査の結果から考える、職場の人権課題－



人権とは、人間が人間らしく尊厳をもって幸せに生きる権利で、全ての人が生まれながらに持つ権利です。

企業には、社会的責任ある活動の観点からも、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取り組みが求められています。

人権・同和問題に関する市民意識調査結果（令和７年３月調査）

①過去５年間に差別や人権侵害を受けたことがあると回答した市民の割合　12.3%

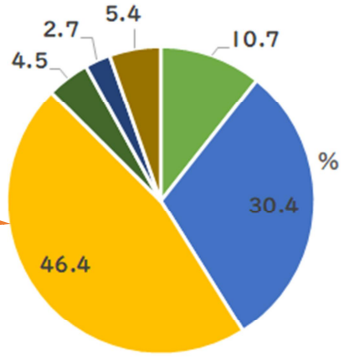
調査年齢人口（R7 年 3 月末時点の 16～79 歳）32,495 人×12.3%≒3,996 人

➡ 約 4,000 人が差別や人権侵害を受けたことに

②人権侵害を受けたことがあると回答した市民 ➡ 人権侵害を受けた場面

『職場が最も多い』　46.4%

差別や人権侵害の多くは職場で発生しています。





■家庭 ■地域 ■職場 ■学校 ■インターネット上のSNS ■その他

③職場で差別や人権侵害を受けたことがあると回答した市民 ➡ 差別や人権侵害の内容

選択項目	構成比
1 あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	17.2%
2 名誉・信用毀損(きそん)、侮辱(ぶじょく)	15.5%
3 公務員（国・地方公共団体等の職員、警察官、教員等）による不当な取扱い	4.3%
4 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により不平等・不利益な取扱いをされること）	5.2%
5 仲間はずれ、いじめ	10.4%
6 暴力、虐待	2.6%
7 プライバシーの侵害	6.0%
8 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）	4.3%
9 パワー・ハラスメント	30.2%
10 インターネット上の掲示板等への不適切な書き込み	1.7%
11 ストーカー行為	0.9%
12 その他	1.7%
計	100.0%

職場で発生している人権侵害で最も多いのが、パワーハラスメントです。

【お問い合わせ先】倉吉市役所　市民生活部　人権政策課
〒682-8633　倉吉市堺町２丁目 253 番地１　倉吉市役所第２庁舎
TEL：0858-22-8130　E-mail：jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

『パワーハラスメント』とは

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものをいいます。

数あるハラスメント（嫌がらせやいじめの総称）のなかの、職場における「優越的な関係」を背景とした特定の類型で、働く個人の尊厳や人格を不当に傷つける、許されない人権侵害です。



動画で学ぶハラスメント

職場での人権研修にご活用できます。

（出典）厚生労働省ポータルサイト　あかるい職場応援団

様々なハラスメント対策に役立つ情報が掲載されています。



声をあげないことがハラスメント「声をあげよう！」



あなたの職場で、こんなシーンを見かけませんか？派遣社員に対する差別的な扱い



あなたの職場で、こんなシーンを見かけませんか？先輩から後輩への無視・いじめ



あなたの職場で、こんなシーンを見かけませんか？成績不振社員への叱咤激励

このサイトの URL は予告なく変更や削除されることがあります。

その際にはトップページ(http://www.no-harassment.mhlw.go.jp/)をご覧ください。



パワーハラスメントによる人権侵害に遭った際、信頼できる身近な人に相談することは非常に大切な第一歩です。一人で抱え込まずに周囲に打ち明けることで、精神的な負担が軽減され、状況を客観的に見つめ直すきっかけになります。

企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組みましょう。